

幼稚園・保育所の園児・職員が 新型コロナと診断された場合の対応について

① 陽性者と接触のあった方をリストアップしてください。

陽性者からの聞き取りで発症日（無症状の場合は検体採取日）を確認の上、感染可能期間（発症日2日前から最終接触日まで）に接触のあった方について、次の例を参考にリストアップしてください。

◎陽性者の発症日： 月 日

陽性者がマスクをしていなかった場合

- 陽性者と同じクラスのマスクをしていない園児
- 陽性者と同じ部屋で合同保育をした、マスクをしていない園児
- 陽性者とパーティションがない同じテーブルで食事をした園児や職員（黙食は除く）
- 陽性者と特別仲の良い、マスクをしていない園児
- 陽性者の気道分液や体液等に直接接触した園児と職員
 - ※おむつ替えやよだれを拭いた職員、よだれのついたおもちゃを共有した園児は該当
- 陽性者と狭い距離で話しながら歯磨きを行った園児と職員
- 陽性者が乗ったバスに同乗した園児と職員（換気なし、15分以上の乗車時間）
- その他（上記以外で陽性者と密に接触があった園児と職員）

陽性者がマスクをしていた場合

- 陽性者と長時間一緒にいた、マスクをしていない園児
- 陽性者とパーティションがない同じテーブルで食事をした園児や職員（黙食は除く）
- 陽性者の気道分液や体液等に直接接触した園児と職員
 - ※おむつ替えやよだれを拭いた職員、よだれのついたおもちゃを共有した園児は該当
- その他（上記以外で陽性者と密に接触があった園児と職員）

② リストアップされた方の自宅待機と健康観察を依頼してください。

陽性者との最終接触日の翌日から7日間、自宅待機とご家族又はご本人による健康観察（セルフチェック）をするよう、施設側からご家族又はご本人にお願いしてください。
また、待機期間中は登園・出勤させず、不要不急の外出を控えるようお伝えください。
なお、保健所において、対象者に対するPCR検査は実施しません。

③ 風邪のような症状が出た場合は、医療機関の受診をさせてください。

自宅待機中に発熱やのどの痛みなど、風邪のような症状が出た場合、ご家族又はご本人が医療機関の受診予約をするようお伝えください。
※受診方法については、別添「自宅待機をされる濃厚接触者の方へ」をご参照ください。

④ 無症状の濃厚接触者は待機期間を短縮することができます。

無症状の濃厚接触者は、4日目、5日目に抗原定性検査（薬事承認を受けたキットに限る）で陰性が確認された場合は自宅待機を解除できます。（乳幼児を除く）
5日目に解除となった後も7日間が経過するまでは、検温などで健康状態を確認するとともに、リスクの高い場所の利用・会食等を避けるほか、マスクの着用などの感染対策をお願いします。代替困難な職員の業務従事については保健所にお問い合わせください。